

【医療機能情報提供制度】

A. 研究目的

医療機能情報提供制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として平成19年（2007年）より導入されたが、制度の創設以降大きな見直しが行われていない。そのため、現在はほとんど行われていない治療方法が報告事項に含まれている等、現状の実態に即した報告事項になっていない。医療機関に対して医療機能情報の都道府県知事への報告を義務づけ、その情報を住民・患者に対して提供しているものであるが、47都道府県により公表方法は様々である。また、平成27年に提言された「保健医療2035」において、「患者自らが望む保健医療を選択するにあたって、必要かつ適正な情報やアドバイスを得て、治療に必要な選択肢の提供を受けることができ、かつその選択が実施される体制を構築する」旨が明記された。

平成29年（2017年）度研究班（研究代表者：福井次矢）では、医療機能情報提供制度に関するアンケート調査を行ったところ、医療機関を選ぶ際の情報源は、知人や家族からの情報が最も多く

（58.9%）、医療機関を選択するときに重視する情報は、病院へのアクセス（87%）が最も多く、医療機関検索サイト（医療情報ネット）を知っていたのは11%に留まっていた。医療機関検索サイト（医療情報ネット）を知っていると回答した者のうち実際に利用したことがあるのは62%（全体の6.8%）、医療情報ネットが役立ったと回答したのは91%（全体の10%）にのぼった。現在の医療機関検索サイト（医療情報ネット）に公開されている情報に不足していると考えられる項目としては、70%が特にないと回答した。各医療機関について診療の質指標を追加することについては、89%が非常に役立つ、または役立つと回答した。以上より、国民にとって医療機関を選ぶ際の重要な情報源であり、より積極的な周知活動を行う必要があることがわかった。また、個別の医療機関についての医療の質指標であるQIの掲載については好意的な意見が圧倒的であり、共通QIセットの普及・公開も医療機関検索サイト（医療情報ネット）の利用度・有用度を高める方向に作用する可能性が高い。

平成30年（2018年）度研究班（研究代表者：福井次矢）では、前年度のアンケート結果を踏まえ、医療機能情報提供制度の制度変更に向けた検討を深めることとし、具体的には、医療機関検索サイトの比較検討等を行うことにより医療機能情報提供制度

の公表方法及び報告事項について政策的な提言を行う。

B. 研究方法

下記1)～3)を踏まえ、医療機能情報提供制度の公表方法及び報告事項について政策提言を行う。必要に応じて、厚生労働省が開催する検討会における報告の機会をいただき、適宜、追加の検討を行う。

1) 医療機関検索サイトとの比較検討

現在、複数の民間企業により医療機関検索サイトの運営がなされているため、医療機能情報提供制度と医療機関の検索サイトの比較を行い、医療機能情報提供制度に取り入れるべき内容等の精査を行う。検討にあたっては、必要に応じて、医療機関の検索サイトを運営する事業者や都道府県よりシステム設計を委託されている事業者等の関係者からヒアリングを行う。

2) 公表方法に係る検討

医療機能情報提供制度は、都道府県毎に検索サイトが運営されているため、県境の患者が医療機関を検索しにくい等の問題が考えられる。これを踏まえ、全国単位での検索が可能とすることについて整理・検討を進める。検討にあたっては、必要に応じて、医療機関の検索サイトを運営する事業者や都道府県よりシステム設計を委託されている事業者等の関係者からヒアリングを行う。

3) 報告項目に係る検討

医療機能情報提供制度の報告事項について、国民が求める情報であるかどうかという観点から、精査を行い、報告項目に共通QIセットを追加する可能性も含めた報告項目の見直しに係る整理・検討を行う。

（倫理面への配慮）

本研究では、医療機関等を対象としたアンケート調査を行い、個人が特定されない形のデータのみ収集した。また人への侵襲を伴わないため、倫理的問題は発生しない。

C. 研究結果

今年度は、医療機能情報提供制度の外国語対応に注目した。各都道府県の医療機関検索サイトの比較を行い、翻訳されている言語の種類を調査した。調査の結果、47都道府県のうち、言語対応し

ているのは13都道府県で、他は日本語のみで提供されていた。使用されている言語は、英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ロシア語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、フランス語で、最も多言語を導入している医療機関検索サイトは、山梨県が運営するやまなし医療ネットであった。英語で対応しているのは13都道府県（北海道、東京都、新潟県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、広島県、大分県）、韓国語で対応しているのは11都道府県（北海道、東京都、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、大分県）、中国語（簡体、繁体）で対応しているのは11都道府県（北海道、東京都、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、大分県）であった。ポルトガル語に対応しているのは2県（山梨県、静岡県）、ロシア語への対応は北海道のみ、インドネシア語、タイ語、フランス語については山梨県のみであった。これとは別に、多くの都道府県の医療機関検索サイトで、外国語の対応可能な医療機関を探すページのみについて、外国語で記載されており、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、石川県、徳島県、長崎県、沖縄県は、この外国語の対応可能な医療機関を探すページであっても日本語のみによる提供であった。また宮崎県は医療機関検索サイトとは別にPDFファイルで、メディカルハンドブックを英語、韓国語、中国語で提供しており、山梨県は多言語による問診票を提供していた。

日本政府観光局（JNTO）によると2017年訪日外客数は総数28,691,073人で、2016.12.04版政府統計e-Statによると、在留外国人の総数より、上位10か国は、中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジル、ネパール、米国、台湾、ペルー、タイであり、在留外国人が多い都道府県上位10は、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、福岡県、茨城県であり、各都道府県によって集まる外国人の国籍の分布も多少違いが見られた。

D. 考察

本研究の調査により、都道府県により外国語のニーズに違いがあることがわかった。

E. 結論

全都道府県で英語、韓国語、中国語での提供を必須とし、それ以外の外国語については、都道府県ごとに決めていくのが適切と思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
 該当なし
2. 実用新案登録
 該当なし
3. その他
 該当なし